

岩出市

小児・AYA世代がん患者等妊孕性温存治療費等 助成事業のご案内

岩出市では、将来子どもを産み育てることを望む小児・AYA 世代（思春期・若年）のがん患者等が、生殖機能を温存することで、将来に希望を持ってがん治療に取り組むことができるよう、**妊孕性温存治療**及び妊孕性温存療法により凍結した検体を用いた**生殖補助医療**に要する費用の一部を助成します。

※和歌山県の助成を受けられた方を対象に、岩出市からさらに助成を行います。

※令和7年4月1日以降に受けた治療が対象となります。

1. 妊孕性温存治療費の助成

妊孕性温存治療とは

生殖機能を低下させ、または失うおそれのあるがん治療等に関して、

- ① 精子・卵子、卵巢組織を採取し凍結保存するまでの一連の医療行為
- ② 卵子を採取し受精させ、胚（受精卵）を凍結保存するまでの一連の医療行為

対象となる方

- ① 申請する日に岩出市に住民登録されている方
- ② 和歌山県小児・AYA世代がん患者等妊孕性温存治療費等助成事業実施要綱による助成金の交付決定を受けている方
- ③ 他の自治体からの助成を受けたことがない方（②を除く）
- ④ 対象の治療の凍結保存時の年齢が43歳未満の方

助成内容(県と同じ条件)・金額

- ① 胚（受精卵）凍結に係る治療（上限額 35,000 円）
- ② 未受精卵子凍結に係る治療（上限額 50,000 円）
- ③ 卵巢組織凍結に係る治療（上限額 50,000 円）
- ④ 精子凍結に係る治療（上限額 10,000 円）
- ⑤ 精巣内精子採取術による精子凍結に係る治療（上限額 35,000 円）

※ 助成対象費用から県の助成金の額を控除した額と上記①から⑤の該当する治療の上限額のいずれか低い方の額となります。

助成回数

一人につき通算2回まで（異なる治療でも通算2回）

※ 助成内容と助成回数は、県と同じ条件です。

申請方法

「岩出市小児・AYA 世代がん患者等妊孕性温存治療費等助成金交付申請書（妊孕性温存治療分）」に次の①～④の書類を添付して申請

- ①和歌山県小児・AYA 世代がん患者等妊孕性温存治療費等助成金交付決定通知書」の写し（県様式第4号）
- ②和歌山県小児・AYA 世代がん患者等妊孕性温存治療実施証明書の写し（県様式第1-2号）
- ③助成の対象となる妊孕性温存治療費の領収書、診療明細書の写し
- ④振込先金融機関の通帳等の写し

※ 助成対象者の名義のものを提出してください。（対象者が未成年の場合は保護者名義でも可）

2. 温存後生殖補助医療費の助成

生殖補助医療とは

体外受精及び顕微授精による不妊治療

対象となる方

- ① 申請する日に岩出市に住民登録されている方
- ② 和歌山県小児・AYA世代がん患者等妊孕性温存治療費等助成事業実施要綱による助成金の交付決定を受けている方
- ③ 他の自治体からの助成を受けたことがない方（②を除く）
- ④ 妊孕性温存治療で凍結した、夫婦両方・どちらか検体を用いて生殖補助医療を受けた方

助成内容(県と同じ条件)・金額

- ① 凍結した胚（受精卵）を用いた生殖補助医療（上限額 37,500 円）
 - ② 凍結した未受精卵子を用いた生殖補助医療（上限額 40,500 円）
 - ③ 凍結した卵巣組織再移植後の生殖補助医療（上限額 50,000 円）
 - ④ 凍結した精子を用いた生殖補助医療（上限額 50,000 円）
- ※ 助成対象費用から県の助成金の額を控除した額と上記①から④の該当する治療の上限額のいずれか低い額となります。※③・④で人工受精の場合、上限 10,000 円

助成回数

回数：初めて温存後生殖補助医療の助成を受けた際の治療開始日の妻の年齢が、

- ・40 歳未満：通算 6 回
- ・40 歳以上：通算 3 回

※ 助成を受けた後に出産した場合又は妊娠 12 週以降に死産した場合は、その事実を証明する書類（住民票・戸籍謄本・死産届等）を提出すると、助成回数をリセットすることができます。

※ 助成内容と助成回数は、県と同じ条件です。

申請方法

「岩出市小児・AYA 世代がん患者等妊孕性温存治療費等助成金交付申請書（温存後生殖補助医療分）」に次の①～④の書類を添付して申請

- ①和歌山県小児・AYA 世代がん患者等妊孕性温存治療費等助成金交付決定通知書」の写し（県様式第 4 号）
- ②和歌山県小児・AYA 世代がん患者等温存後生殖補助医療実施証明書の写し（県様式第 2-2 号）
- ③助成の対象となる温存後生殖補助医療費の領収書、診療明細書の写し
- ④振込先金融機関の通帳等の写し

※ 助成対象者の名義のものを提出してください。

申請期限(共通)

- ・4月1日以降12月末日までに県の交付決定を受けた方は、交付決定日の属する年度末の末日まで
- ・1月～3月末日までに県の交付決定を受けた方は、交付決定日の属する月を含め3カ月後の月末まで

岩出市小児・AYA世代がん患者等妊孕性温存治療費等助成金交付申請書（妊孕性温存治療分：様式第1号）及び（温存後生殖補助医療分：様式第2号）については、市ウェブサイトからダウンロードできます。

問合せ先及び申請書提出先

岩出市役所 保険介護課 健康推進係

TEL：0736-62-2141